



# 羅 針 盤



2024年7月、8月号

暑中お見舞い申し上げます



一関 巖美溪

## 暑中お見舞い申し上げます

梅雨明けが待ち遠しい今日この頃いかがお過ごしでしょうか。

さて、トヨタ自動車の子会社が下請法違反の疑いがあると報じられています。最近のトヨタグループや本体で相次いだ認証不正に続く不祥事にもなりかねません。今までも自動車業界の下請け企業に対する対応には、目に余るものがありました。

円高やリーマンショックの時は、コストダウンに協力せよと部品価格を散々抑えていたのですから、円安で莫大な利益を得た今、為替差益分は、円安のため損失を被っている下請企業の部品価格を大幅に引上げ、大胆に利益分配するべきです。

世界のトヨタとしてリスペクトされたいのであれば、不祥事に対して真摯に取り組まなければ企業の品性が問われます。下請企業の社長の中には、自分の息子は後継者にしたくないとはっきり断言した方もいました。

いくら自由主義経済と言っても公正な取引が阻害され、不当な要求がまかり通れば、企業は衰退し経済は停滞します。

日本経済は、優良な中小企業が支えていると言われてきましたが、末端の下請企業を取巻く環境は厳しさを増すばかり、このままでは自動車産業の足元が揺らぎかねないと危惧します。「がんばれ社長」いまこそ果敢に交渉する時です。

# 知っておきたい税知識

## テーマ 「接待飲食費の基準額改正」



2024年4月から、全額経費にできる接待飲食費の基準が1人あたり5,000円から10,000円に上げられました。コロナ以降も法人の飲食需要が減り飲食店が苦戦している状況の改善や物価上昇への対応などが改正の背景です。交際費等の損金算入に関する基本ルールもおさらいしながら改正点をみていきましょう！

### \* 交際費等の損金不算入制度

交際費等の損金算入に関する基本ルールは、法人の期末資本金の額等によって、以下のように取り扱いが異なります。

- ① 100億円超の法人  
交際費等の全額が損金不算入。
- ② 1億円超100億円以下の法人  
交際費等のうち飲食費の50%を損金算入可能。
- ③ 1億円以下の法人
  - ・ 交際費等のうち飲食費の50%を損金算入
  - ・ 交際費等の総額のうち800万円までを損金算入上記のいずれかを選択可能。

※個人事業主については税法上の上限額は設定されていませんが、**事業に関係のない私的な支払が混じっていないか注意が必要**です。

### \* 改正点：飲食費の金額基準

今回の改正で大きく変わったのは、上記で説明した交際費等から除外してよいとされる飲食費の上限額です。この改正は2024年4月1日以降に支出する飲食費から適用されます。

●改正前：1人あたり 5,000円以下



●改正後：1人あたり 10,000円以下

※税込・税抜経理で上限額が変わります。

【税込経理の場合】11,000円（消費税率10%の場合）

【税抜経理の場合】10,000円 ※1

※1…税抜経理の場合、支払先がインボイス発行事業者か否かで金額が変わります。

### \* 飲食費の交際費等除外規定は？

まず第一に「飲食のために要する費用であること」です。具体的には下記の内容です。

- 取引先を接待するための飲食代
- 飲食等のために支払うテーブルチャージ料等
- 飲食等のために支払う会場費 など

そのため、次のようなものは交際費等から除外される飲食費に該当しません。

- ゴルフ等の催事に際しての飲食費等
- 飲食物の詰合せを贈答するための費用
- 接待等を行う飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する送迎費

第二に前項で説明した「金額基準」を満たし、最後に**次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されるので、レシート・領収書にメモするなど記録しておくことが必要**です。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先、事業に関係のある者等の氏名または名称等
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地
- ⑤ その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

**事業主単独や家族・友人との食事等は、必要経費と認められません。絶対に経費に入れなくてくださいね！**



# 資産の運用・活用 ～相続登記の義務化～

現在、所有者不明土地の面積は、九州本島の大きさに匹敵するともいわれています。この問題を解消するため、**R6. 4. 1 から**相続登記の申請が**義務化**され、罰則規定も設けられました。今なら免税措置も置かれていますので、早めに不動産の相続登記を具備しておきましょう。



## ○ 相続登記の義務化 (R6. 4. 1 施行)

### Q1. 誰の義務？

- 相続・遺贈によって所有権を取得した**相続人※1**
- ※1 法定相続人でない受遺者は含まれない
- ※1 法定相続分による登記後の遺産分割の場合は、法定相続分を超えて所有権を取得した相続人

### Q2. いつまでに？

- ①**相続の開始**を知り、かつ、②**所有権の取得**※2を知った日から**3年以内**※3
- ※2 特定の不動産の認識日(取得した不動産を具体的に知った日)
- ※3 施行日**前**の相続であれば、**施行日から3年**の猶予期間あり

### Q3. 何をするの？

- ① **相続登記(所有権移転)**の申請 または
- ② **相続人申告登記**の申請 →次項説明



**正当な理由**なく相続登記の義務違反があった場合、**一筆につき10万円以下の過料**対象となります。

#### 👉 正当な理由の例 👈

数次相続で戸籍収集が困難、遺言の有効性を係争中、相続人が重病等の事情、経済的困窮 他

また、3年以内の相続登記の申請が困難な場合の救済措置として、次のような制度が創設されました。

## ○ 相続人申告登記制度の創設 (R6. 4. 1 施行)

もし他の相続人を把握できない場合でも、登記官に一定の事項を申し出ること、相続登記の申請義務を履行したものとみなされ、過料を免れることが可能です。

### Q1. 誰が？いつまでに？

- 前項の相続登記 Q1. Q2. に同じ
- 相続人が複数いる場合は**単独申請も可能**で、一人が他の相続人分をまとめて申請も可能

### Q2. 何を登記するの？

#### 【相続人申告登記の登記簿のイメージ】

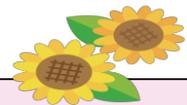
権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和24年3月16日 第63号	原因 昭和24年3月6日売買 所有者 ○○市○○2番地の3 山田 太郎
付記1号	相続人申告	令和6年5月1日 第999号	原因 令和6年4月8日相続開始 山田太郎の申告相続人 ●●市○○2番地の3 山田 花子

出典:山田茂樹「国民生活」12頁 2021.12

- 他の相続人の特定は不要。相続割合の確定も不要。登録免許税も不要(職権登記)。

## ○ 相続登記の免税措置 (～R7. 3. 31 まで)

現在、次の二つの相続登記については登録免許税の免税措置がとられています。



- ① 相続により土地を取得した個人が、登記を受ける前に死亡した場合(一時相続登記分のみ免税)
- ② 市の評価額が100万円以下の土地を、相続により取得した場合

## ● 今月・来月の税務



### 7月

#### \* 7/10 期限

納期の特例制度の適用を受けている事業所について1～6月分源泉所得税の納付

#### \* 7/31 期限

固定資産税・都市計画税の納付（第2期分）  
※所得税（予定納税）の納付（第1期分）は今年のみ9/30期限となりました。

### 8月

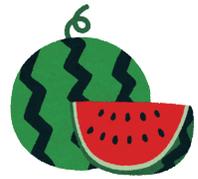
#### \* 9/2 納付期限（8/31が土曜日のため）

個人事業税の納付（第1期分）  
個人の道府県民税・市町村民税の納付（第2期分）

## ご連絡ください

税務署・県市区等から届いた税務関係書類の中に、通知内容の不明なものがございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

## ● お知らせ



### 戸籍謄本等どこでも取得可能に！

これまで戸籍謄本等は、本籍地の市区町村窓口でしか取得できませんでしたが、令和6年3月から他の市区町村に本籍がある方でも、最寄りの市区町村窓口で戸籍謄本等の請求ができるようになりました。

#### 【広域交付で戸籍証明書等を請求できる方】

- ① 本人
- ② 配偶者
- ③ 父母、祖父母等（直系尊属）
- ④ 子、孫等（直系卑属）



#### 【広域交付の請求に必要なもの】

- ① 請求する方の本人確認書類  
※官公庁発行の**写真付き身分証明書**
- ② 交付手数料
- ③ その他

**請求対象となる方の正確な本籍及び筆頭者の情報が必須となります。**また、戸籍を調べるにあたり生年月日も必要になります。

## あとかき

毎日じめじめする日が続きますね。日本気象協会の「梅雨明け予想」は7月中旬とのこと。洗濯物も乾かないから早く梅雨明けしてほしいような…でも、水不足も心配だし、暑すぎる夏も来てほしくないし…そんなわがままな気持ちになっている今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。蒸し暑くなってきましたね。体調を崩さないよう、ご自愛ください。



我が家の小学6年の長男が先日、京都・奈良へ修学旅行に行ってきました。清水寺や東

大寺などを拝観したり、漆器の加飾体験や狂言鑑賞をしてきました。友達との旅行はとても楽しかったようで、元気に笑顔で帰ってきてくれた時はほっとしました。

長男が旅行で不在の我が家の様子はというと、いつもと違い静かで（うるさくなく？）、中学2年の長女を久しぶりに甘やかすことができ、ゆっくり休日を過ごすことができました。たまには静かでいいと思う反面、家族一緒がやっぱりいいですね。



#### 発行

刈谷市高須町良44番地1 カーサヨサミ1F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合